

(仮称) 山口市まちづくり基本条例の条文たたき台
条 文 個 票

平成20年3月20日

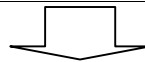
第1条

大		総則
項目		目的

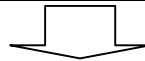
資料4の番号

【条例案】

【各班の条例に対する思い・意見】



【調整会議での協議内容】



【条文修正案】

(目的)

第1条 この条例は、市民の参加と協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民と行政の役割を明らかにし、ともに考え協力し、行動することにより、個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現を図ることを目的とする。

第2条

大		総則
項目		定義

資料4の番号

【条例案】

- 1 協働 市民と市が、市民と市民が、相手の特性を理解し尊重して、対等な立場で、共通の目的に向かって責任と役割分担を明確にし、共に汗を流して取り組むこと
- 2 地域コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住み良い地域社会を構築することを目的として構成された集まりのこと。
- 3 市民活動 新しい公共サービスの担い手として、行政、企業では解決できなかった社会の課題を解決するために、市民が社会責任の自覚をもって、組織的、継続的に行う活動。

【各班の条例に対する思い・意見】

【調整会議での協議内容】

《調整事項》

- ・「市民」の定義が必要
わかりやすい条例を目指すなら、「市民」の定義も一般市民に分かりやすい内容とすべき
⇒「市民」=個人にすべき
- ・「市民」の定義については、一案を事務局側から提案すること
- ・市民活動」の定義について⇒「市民活動支援方針」の定義を採用する

※定義は簡単、明瞭にしたうえで、色々な思いは解説書に謳う

【条文修正案】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 様々な主体が相手の特性を理解し尊重して、対等な立場で、共通の目的に向かって責任と役割分担を明確にし、共に汗を流して取り組むことをいう。
- (2) 地域コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住み良い地域社会を構築することを目的として構成された集まりのことをいう。
- (3) 市民活動 営利を目的としない市民の自主的、主体的な社会貢献活動で、公益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。

(検討の必要な定義(案))

市民 (例1)市内に居住(在住)する者 ←住んでいる人だけを規定する場合

(例2)市内に居住し、通勤し、又は通学する者 ←住んでいる人、働く人、学ぶ人を規定する場合

市 市長その他市の執行機関のことをいう。

事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

まちづくり 住み良い豊かな地域社会をつくるための取組をいう。

市民参画 市の基本的な計画の立案、実施及び、評価に至る過程において、市民が主体的に参加することをいう

第3条

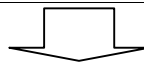
大		総則
項目		基本理念

資料4の番号

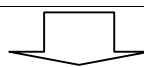
【条例案】

- 1 市民は、自らの意思によって主体的にまちづくりに参加、参画するよう努めるものとする。
- 2 市民と市は、補完性の原則に基づき、それぞれの果たすべき責任と役割を理解し、対等な立場で交流・連携し、協働してまちづくりを推進する。
- 3 市民と市は、まちづくりに関する互いの情報を共有する。

【各班の条例に対する思い・意見】



【調整会議での協議内容】



【条文修正案】

(基本理念)

- 第3条 市民は、自らの意思によって主体的にまちづくりに参加、参画するよう努めるものとする。
- 2 市民と市は、補完性の原則に基づき、それぞれの果たすべき責任と役割を理解し、対等な立場で交流・連携し、協働してまちづくりを推進する。
 - 3 市民と市は、まちづくりに関する互いの情報を共有する。

第4条

大		市民の権利・役割
項目		市民の権利

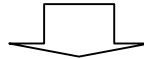
資料4の番号
2

【条例案】

- 1 市民は、安心安全な生活環境を目指して、自らが関心がある地域の活動に参加、参画することができる。更に市政への意見提言の権利をもつ。
- 2 全ての市民は生涯にわたって、平等に学ぶ権利がある。
- 3 市民は、まちづくりに参画するために必要な情報の提供を受ける権利を有するとともに、市の保有する情報について知る権利を有する。

【第9回市民会議における意見】

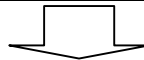
- ・条文1「市政への意見提言の権利」については、一つの意味付けをしてもよいと思う(2班)
- ・条文2「平等の権利」は憲法にも保障されている。
何を平等に学ぶ権利なのかを明確にしたほうがよいのではないか(例 まちづくり)(2班)



【調整会議での協議内容】

《調整事項》

- ・条文1 「関心がある地域」⇒関心がなければ参加しなくてもよいというように捉えかねないので、この表現は使わない。
- ・条文2 「生涯にわたって、平等に学ぶ権利がある。」⇒削る(理由:この基本条例は、住民自治や協働のまちづくりを実現していくうえでの市民の権利を規定することになるので、「学ぶ権利」はこの条例の中に謳いこまなくても良いと考える)



【条文修正案】

(市民の権利)

- 第4条 市民は、安心、安全な生活環境を目指して、地域の活動に参加、参画する権利を有するものとする。
- 2 市民は、市政に対して意見を提言する権利を有するものとする。
 - 3 市民は、まちづくりに参画するために必要な情報の提供を受ける権利を有するとともに、市の保有する情報を知る権利を有するものとする。

第5条

大		市民の権利・役割
項目		市民の役割

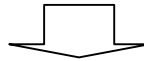
資料4の番号
1

【条例案】

- 1 市民は、年齢に関係なく自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らが出来ることを考え、積極的にまちづくりに参加するよう努めることとする。
- 2 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自らの意思によりまちづくりに参加し、互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決にむけ、協力し自ら行動する。
- 3 市民は、地域社会の中で市民自治を担う一員として、公共の利益のために、同じ目的を掲げて活動する個人、団体組織との連携および情報交換に努め、お互いを尊重し活動する。

【第9回市民会議における意見】

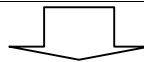
- ・条文1, 2, 3はそれぞれ違う意味を持っているので条文は残したい
ただし、条文1, 2は「まちづくりに参加」という点が重なるので整理が必要(1班)
- ・条文1「年齢に関係なく」というのは不要と思う(2班)
- ・条文3の「市民自治を担う一員」の意味が不明(2班)
- ・条文1と2の内容が重なっている(2班)
⇒(条文2の「自らの意思によりまちづくり」については条文1にまとめる)
⇒(条文2については、自治活動を中心にした条例にしたほうがよい)
- ・条文2, 3の「市民自治」の定義が必要(2班)



【調整会議での協議内容】

《調整事項》

- ・条文2 「地域コミュニティ」内の、協働を推進するための市民の役割である「地域コミュニティ活動の推進」(第11条)と統合。
- ・条文3 「市民活動」内の、協働を推進するための市民の役割である「市民活動の推進」(第14条)と統合。



【条文修正案】

(市民の役割)

第5条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らが出来ることを考え、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

第6条

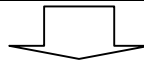
大		協働(協働の推進)
項目		協働のまちづくり

資料4の番号
3

【条例案】

市民と市、市民と市民は、協働によるまちづくりを積極的に推進するように努めるものとする。

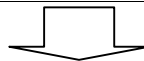
【第9回市民会議における意見】



【調整会議での協議内容】

《調整事項》

- ・以前の表現は、「地域社会を担う多様な主体」であったが、市民団体や企業、行政、教育機関などを協働の主体(相手)として捉える表現にした方が良いのではないかということで、「市民と市、市民と市民」という表現にした。
- ・「市民」を個人として定義した場合、協働の主体が個人になってしまうという問題が生ずる可能性がある。
- ・「市民と市、市民と市民」という表現については、再考の必要がある。
⇒「市民」の定義を決める必要がある(第2条へ)。
- ・条文的には、「お互い、補い合う」という意味合いの文言を加えるとよい。



【条文修正案】

(協働の推進)

第6条 市民等と市は、それぞれの特性を理解し、相互に尊重、補完し合いながら、協働によるまちづくりを積極的に推進するように努めるものとする。

第7条

大		協働(協働の推進)
項目		人づくり

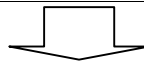
資料4の番号
4

【条例案】

- 1 (人材育成)
- 2 (人材発掘)

【第9回市民会議における意見】

- ・(人材育成)
市はまちづくり活動の推進リーダーの育成に必要な研修、講習会などの学習環境の整備を行い、要請に応じ講師などを派遣する(1班)。
- ・(人材発掘)
市は、まちづくりの実効性を高めるために、個人のもつ専門的能力、見識並びに活動力をまちづくりの施策に反映できるよう、広く市民に周知広報の上、その意欲の旺盛な市民の参加協力を仰ぐため、申し出による登録制度を設け、適切な運用を図る(1班)。



【調整会議での協議内容】

《調整事項》

- ・人材育成は、地域コミュニティ・市民活動・行政などそれぞれで必要になる。
人材育成は行政だけがやることではなく、各団体もその役割を担う。
地域にいる人材を発掘することも必要。
- ・条文上は、考え方だけを出し、具体的な人材育成の方法は、協働推進プラン等で打ち出す。
⇒条文案「地域コミュニティ・市民活動・行政がそれぞれ、協働のまちづくりのための人材を育成できる環境を作る」

※条文は事務局案を提案する。



【条文修正案】

- (人づくり)
- 第7条 市は、まちづくりを支える人材を支援するとともに、その担い手を育成するための施策を講ずるものとする。
- 2 市民等と市は、協働によるまちづくりを推進するため、市民の主体性や自立性をはぐくむ環境を積極的に整備するものとする。

第7条に統合

大		協働(協働の推進)
項目		協働主体の能力向上

資料4の番号
5

【条例案】

(プランニング能力が必要。団体の自主性、自立性を高める)

【第9回市民会議における意見】

【調整会議での協議内容】

《調整事項》

・団体の自立性、自主性を高める内容は、他の条文(人材育成、地域コミュニティへの支援、市民活動団体への支援)等に含まれている。

⇒あえて「プランニング能力向上」だけをとりあげて条文化はしない。

【条文修正案】

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6

第8条

大		協働(協働の推進)
項目		協働の環境づくり

資料4の番号
6

【条例案】

- 1 市は、市内の各地域に（仮称）コミュニティ交流センターを設置する。センターは、市民活動やNPO活動、地域活動について理解しやすい情報発信に努めるとともに、活動の課題について解決のための支援全般を行う。
- 2 コミュニティ交流センターは、コミュニティの自主性および自立性を尊重し、必要に応じて、拠点整備も含めて支援する。
- 3 コミュニティ交流センターは、主体的に活動できる市民の育成のため、コーディネーター育成講座等を開催をきっかけとし、市民のリーダーシップ力を高め、活動支援のできるしくみをつくる。

【第9回市民会議における意見】

- ・条文1～3について
この条文は、拠点の設置を求めているのか、中間支援を求めているのか、誰がこの拠点を設置するのか等がはっきりしないので、再考が必要(3班)
- ・「コミュニティ交流センター」⇒「コミュニティ支援センター」に変更してはどうか(4班)
- ・条文1「各地域」をのける(4班)



【調整会議での協議内容】

《調整事項》

- ・「〇〇センター」のような具体的な施設の名称は設置条例との関係から、この基本条例にあげるのは難しい。
- ・市は、協働のために、活動拠点の整備を中心としたハード部分の環境整備に努めるという方向性を条文化する。
- ・ソフト部分については、市民と一緒に考えていく形をとる。
そして、環境整備の具体的な事業は、解説書や協働推進プランに出していくことにする。

《その他の意見》

- ・協働を進めるための環境整備は、「市の責務」の一つではあるが、あえて「協働の推進」のところに特出して位置付けることに意味がある。
(今後、協働推進の施策を打ち出していく上で、ここに位置づけることは主管課にとっても重要。「市の責務」の中に入れてしまうと、埋もれてしまう可能性がある)。



【条文修正案】

(協働の環境づくり)

第8条 市民等と市は、協働を推進するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

- 2 市は、協働を推進するため、総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

第8条に統合

大		協働(市民活動)
項目		市民活動を促進するための市(行政)の役割

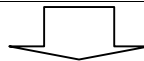
資料4の番号
12

【条例案】

- 1 社会を担っている様々な主体の特性を認識し、積極的に情報収集に努める。
- 2 協働のまちづくりの中長期的ビジョンに基づき、それぞれの課内で協働を推進する体制づくりに努める。
- 3 市長は、職員に対して協働に関する研修を行い、共通認識を持ってその活動の支援・促進に取り組む。
- 4 各専門分野における職員の知識や技術を市民活動に提供できる環境を整える。
- 5 市民と協働事業を実施する。
- 6 市民に対して、協働の事業の事例をプロセスから分かりやすく伝える。
- 7 市民と一緒に、連携事業の評価

【第9回市民会議における意見】

- ・これらの条文はすべて、市民活動だけに限らず、協働推進するために必要なこと
⇒「協働の推進」の中で検討すべき(3班)
- ・条文5の「市民会議の設置」は、条文2「推進体制づくり」に含めて考えられる(3班)
- ・条文7「市民と一緒に、連携事業の評価」
⇒「協働事業の検証をする」に置き換える



【調整会議での協議内容】

《調整事項》

- ・『協働の推進』の「協働の環境づくり」に移動する
- ・具体的な事業は、解説書や協働推進プランへ



【条文修正案】

--

第9条

大		協働(協働の推進)
項目		事業者・教育機関の協力

資料4の番号
15

【条例案】

高等教育機関は、知的資源をまちづくりに活かす。

【第9回市民会議における意見】

【調整会議での協議内容】

《調整事項》

・教育機関の取り扱い

協働の主体というよりは、まちづくりに参加、協力してもらう存在として位置づける
地域コミュニティや市民活動を理解してもらうとともに、地域社会の一員であるという認識
⇒側面的な意味での協力をお願いする

・「協働の推進」のところに、「事業者と教育機関」を併せて整理する。

・高等教育機関に限定しない(地域コミュニティにおいては、小中学校なども重要な役割を持っているから) 「高等教育機関」⇒「教育機関」に修正

【条文修正案】

(事業者・教育機関の協力)

第9条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

2 教育機関は、保有する資源を活用し、さまざまなまちづくりの主体と連携、協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

第9条に統合①

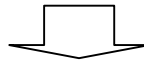
大		協働(市民活動)
項目		企業からの支援

資料4の番号
13

【条例案】

事業者は市民活動を理解し、社会貢献に努める。

【第9回市民会議における意見】



【調整会議での協議内容】

《調整事項》

- ・事業者の取り扱い
協働の主体というよりは、まちづくりに参加、協力してもらう存在として位置づける
地域コミュニティや市民活動を理解してもらうとともに、地域社会の一員であるという認識
⇒側面的な意味での協力をお願いする
- ・「協働の推進」のところに、「事業者と教育機関」を併せて整理する。



【条文修正案】

第9条に統合②

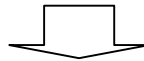
大		協働(事業者)
項目		事業者の役割

資料4の番号
14

【条例案】

- 1 事業者は、地域社会の一員として、社会貢献や支援活動を行う。
- 2 事業者は、まちづくり活動に参加、協力する。

【第9回市民会議における意見】



【調整会議での協議内容】

《調整事項》

- ・事業者の取り扱い
協働の主体というよりは、まちづくりに参加、協力してもらう存在として位置づける
地域コミュニティや市民活動を理解してもらうとともに、地域社会の一員であるという認識
⇒側面的な意味での協力をお願いする
- ・「協働の推進」のところに、「事業者と教育機関」を併せて整理する。



【条文修正案】

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6

第10条

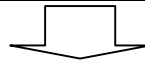
大	協働(地域コミュニティ活動)
項目	地域コミュニティの役割

資料4の番号
8

【条例案】

- 1 地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くし、地域の課題の解決に向けて、計画的に取組み、安心して安全な地域づくりに努める。
- 2 地域コミュニティは、様々な団体と交流・連携してまちづくりを推進する。

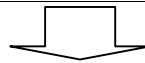
【第9回市民会議における意見】



【調整会議での協議内容】

《調整事項》

- ・地域コミュニティを出すのは「山口市の特色」の部分。
- ・この条文では、①地域課題に計画的に取り組むこと ②他の団体と交流・連携することを押さえておく。



【条文修正案】

(地域コミュニティの役割)

- 第10条 地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くし、地域の課題の解決に向けて、計画的に取組み、安心して安全な地域づくりに努めるものとする。
- 2 地域コミュニティは、様々な団体と交流・連携してまちづくりを推進するものとする。

第11条

大	協働(地域コミュニティ活動)
項目	地域コミュニティ活動の推進

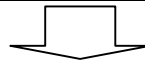
資料4の番号
7

【条例案】

- 1 市民は、協働による活動が可能な地域において、地域活動に取り組み、市民が主体となってまちづくり活動を推進する。
- 2 市民は、まちづくりの重要な担い手となりうる地域コミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。

【第9回市民会議における意見】

- ・条文1「協働による活動が可能な地域」とすると、地域が限定されてしまう
⇒この表現は削除したほうがよい(2班)、範囲のイメージがよく分からない(4班)
- ・「地域コミュニティ」の定義
⇒自治会に限定されず、地域にある諸種の協議会なども含まれるので「自治会等」にしてはどうか(2班)



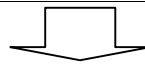
【調整会議での協議内容】

《調整事項》

- ・条文1「協働による活動が可能な地域」は削除
⇒訂正「市民は、協働により、地域活動に取り組み、主体的にまちづくり活動を推進する。」
- ・市民は地域コミュニティを理解し、その担い手であることの認識があることの表現も必要。
- ・『市民の役割』の「2 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自らの意思によりまちづくりに参加し、互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決にむけ、協力し自ら行動する。」と統合する。

《その他の意見》

- ・条文2「地域コミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てる』は大変重要な表現。『山口らしさ』の部分なので、特出して残しておくべき部分。



【条文修正案】

(地域コミュニティ活動の推進)

- 第11条 市民は、地域コミュニティ活動を理解し、協働により地域活動に主体的に参加、協力するよう努めるものとする。
- 2 市民は、自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、そのコミュニティを守り育てるよう努めるものとする。

第12条

大	協働(地域コミュニティ活動)
項目	地域コミュニティへの支援

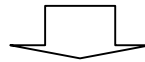
資料4の番号
9

【条例案】

- 1 市は、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断して、自主性、自立性を妨げない範囲で、地域コミュニティに対して、情報の提供、活動拠点の設置などの支援をすることができる。
- 2 市は、市民の地域的活動における自立と組織強化及び役割運営のための適切な施策と指導を講ずるものとする。

【第9回市民会議における意見】

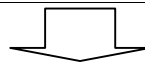
・条文2については、協働全般にかかわることなので、「協働の推進」にもってくる(3班)



【調整会議での協議内容】

《調整事項》

- ・条文1 「自主性、自立性を妨げない範囲で」⇒「自主性、自立性を尊重し」
- ・条文2 『指導』という表現はむずかしい(自治会は任意の団体であり、それぞれ経緯や活動内容なども異なるから)



【条文修正案】

(地域コミュニティ活動への支援)

第12条 市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、地域コミュニティに対して情報の提供や活動拠点の整備など必要な支援をすることができる。

第13条

大	協働(市民活動)
項目	市民活動団体の役割

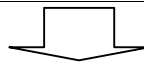
資料4の番号
10

【条例案】

- 1 市民活動団体は、社会を担っている様々な主体を尊重し、連携、協力し合うことで力を発揮し、成果をあげる。
- 2 目的意識を明白にし、常に自己評価に努める。
- 3 積極的にまちづくりに参画し、自らが活動、行事の主体となって、自治体と協働するよう努める。
- 4 市民団体は、積極的に行政のしくみを知り、内部の人材育成を行い、社会的責任を果たす組織づくりに努める。
- 5 各市民団体の特性や、参加のきっかけとなる、分かりやすい情報を提供し、市民意識を醸成する。(公開)

【第9回市民会議における意見】

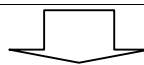
- ・条文2「目的意識を明白にし、常に自己評価に努める」
⇒「目的意識を明確にし、公益性を検証する」
(理由:自己評価ではあいまいになる点。市民活動にとって公益性は重要である点)



【調整会議での協議内容】

【調整事項】

- ・条文の構成と内容については、『地域コミュニティ』の部分と対比して考えていくほうが整理しやすい。
⇒この条文では、協働を推進するための市民活動団体の役割を整理する。
 - ・条文2『目的意識を明確にし、公益性を自己検証』は、自分研鑽の中でやるべきことである。
公益性については、市民活動といえるための条件(定義の中にもある)
⇒ここでは、あえて条文にしない。
 - ・「市民活動団体」の中には、大きく2つの団体を含めて考えるべき
 - ・NPO団体 ⇒公益性や専門性をもつ
 - ・地域に由来からある様々な団体、楽しさを求めている活動団体、 ⇒活動が広がることで公益性をもつ
(地区体育振興会、老人クラブ、子ども、福祉のためのサークルなど)
 - ・市民活動の楽しさとNPOの持つ公益性や専門性の2つの視点から条文を検討する。
 - ・互いに尊重し、連携、協力し合うこと(認識する)ことが重要。
- ※ 『市民の権利』の「3 市民は、……、公共の利益のために、同じ目的を掲げて活動する個人、団体組織との連携および情報交換に努め、お互いを尊重し活動する。」の考え方の一部をこちらと統合する。



【条文修正案】

(市民活動団体の役割)

- 第13条 市民活動団体は、市民活動の持つ社会的意義を自覚し、自らの持つ専門能力を活かしてまちづくりに貢献するものとする。
- 2 市民活動団体は、多くの市民に市民活動のわかりやすい情報提供を行い、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民に理解されるよう努めるものとする。

第14条

大	協働(市民活動)
項目	市民活動の推進(市民の役割)

資料4の番号
1の条文3

【条例案】

市民は、地域社会の中で市民自治を担う一員として、公共の利益のために、同じ目的を掲げて活動する個人、団体組織との連携および情報交換に努め、お互いを尊重し活動する。

【各班の条例に対する思い・意見】



【調整会議での協議内容】

【調整事項】

・条文の構成について

「地域コミュニティ」の「地域コミュニティ活動の推進(市民の役割)」と対比して考えると整理しやすい。

・ここでの市民の役割として「市民の市民活動への理解や市民の自発的な参加という視点が必要」

※『市民の役割』の「3、市民は、地域社会の中で市民自治を担う一員として、公共の利益のために、同じ目的を掲げて活動する個人、団体組織との連携および情報交換に努め、お互いを尊重し活動する。」はこちらに移動する。



【条文修正案】

(市民活動の推進)

第14条 市民は、市民活動への理解を深め、自発的にその活動に参加するよう努めるものとする。

第15条

大		協働(市民活動)
項目		市民活動への支援

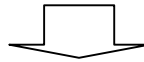
資料4の番号
11

【条例案】

市は、公益的な活動をする市民団体に対しては、市民活動の促進を図るための支援、資金助成について配慮するものとする。

【第9回市民会議における意見】

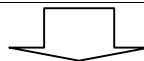
- ・支援とは具体的にはどんなものか(場の提供、利用料金の割引)(4班)



【調整会議での協議内容】

【調整事項】

- ・「地域コミュニティ」の「地域コミュニティへの支援」と対比し、市民活動を促進するための市の役割を規定すると整理しやすい。
- ・「公益的な活動」については、市民活動は本来公益的な活動を行うので、表現としてはいらない。
- ・地域コミュニティと同じように、団体の自主性、自立性を尊重することは必要である。
しかし、任意の団体に対して、組織強化とか、自立について、市が具体的な施策を講ずることは難しい。
⇒具体的には表現しにくいので、「必要な支援ができる」という表現にとどめておくほうが適当
- ・『資金助成について配慮』は表現として直接的すぎるので、「必要な支援」と言い換える。



【条文修正案】

(市民活動団体への支援)

第15条 市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民活動団体に対して必要な支援をすることができる。

第16条

大		市民参画
項目		参画機会の保障

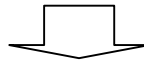
資料4の番号
16

【条例案】

- 1 市は、市民が市政に容易に参画できるよう配慮しなければならない。
- 2 市長は、市民の参画する権利を保障し、参画機会の確保に努めなければならない。

【第9回市民会議における意見】

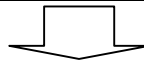
- ・見出し、及び条文2の「保障」という言葉にひっかかる(言葉として適切かどうか検証がいる)(1班)
- ・具体的な制度(パブリックコメント)について条文にあげるかどうか再度検討がいる(1班)
- ・市民が自主的・主体的に市政に参画することができる、というような条文の追加が必要(2班)
- ・「市民参画」といいながら市の責務のことしか書かれておらず、市民の役割が書かれていないのはおかしい(3、4班)
 - ⇒具体的条文例(4班)
 - 「3 市民は、公共の利益及び地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする」
 - 「4 市民は、相互のまちづくりに対する考えを尊重し、参画については、平等であることを認識すること」



【調整会議での協議内容】

【調整事項】

- ・第4条『市民の権利』のところの規定「市民は市政に意見提言する権利をもつ」を受けて、ここで「市民参画する権利」の保障をうたう。
- ・市民参画の範囲、程度について
 - ⇒すべての事業に市民が関わっていくということではなく、総合計画とか大きい計画など、市民に直接関わりがあるような事業について、市民が企画立案、実施の各段階に関わる。
 - ⇒市民参画の範囲、程度については、明確に線引きせずに、大まかに表現しておくほうがよい。
- ・市民参画の実効性を確保するために具体的な手法や制度を示す必要がある。
 - ⇒パブコメの実施、附属機関の委員に関する条文が必要
 - ⇒事務局で、3班の条例案と他自治体の条文を参考にたたき台を提示



【条文修正案】

(参画機会の保障)

- 第16条 市民は、総合計画などの市の基本的な計画の立案、実施、評価に至る過程において参画することができる。
- 2 市は、市民が市政に参画する権利を保障するため、参画機会の確保に努めなければならない。

第17条

大		市民参画
項目		市政運営

資料4の番号
17

【条例案】

市は、市政に市民の意思が適切に反映されるよう市民の参画を基本にした行政運営を行わなければならない。

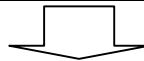
【第9回市民会議における意見】

--



【調整会議での協議内容】

条文は、未調整



【条文修正案】

(市政運営)

第17条 市は、市政に市民の意思が適切に反映されるよう市民の参画を基本にした行政運営を行わなければならない。

第18条

大		市民参画
項目		パブリック・コメント

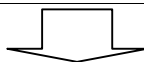
資料4の番号
追加(第16条関係)

【条例案】

【第9回市民会議における意見】

- ・具体的な制度(パブリックコメント)について条文にあげるかどうか再度検討がいる(1班)

【調整会議での協議内容】



《調整事項》

・参画の範囲、程度について

- ⇒すべての事業に市民が関わっていくということではなく、総合計画とか大きい企画など、市民に直接関わりがあるような事業について、市民が企画立案、実施の各段階に関わっていく。
- ⇒参画の範囲、程度については、明確に線引きせずに、大まかに表現しておく。

・市民参画の実効性を確保するために具体的な手法や制度を示す必要がある。

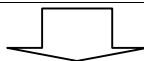
- ⇒パブコメの実施、附属機関の委員に関する条文が必要
- ⇒事務局で、3班の条例案と他自治体の条文を参考にたたき台を提示

『3班案』

(パブリック・コメント)

- 1 市長は、総合計画をはじめとして、諸計画など及び予算案の編成に当たっては、事前公開を前提として、素案を市民に公表し、市民の意見を反映した成案を議会に諮る。
- 2 市長は、市民の提案、意見成果を市民に公表する。また、政策や予算編成に反映できなければ、その理由を市民に公開説明する。

【条文修正案】



(パブリック・コメント)

- 第18条 市は、総合計画などの市の基本的な計画を策定するときは、事前に案を公表し、市民の意見等を求めるものとする。
- 2 市は、前項で提出された意見等に対する市の考え方を公表しなければならない。

第19条

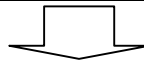
大		市民参画
項目		審議会等への参画

資料4の番号
追加(第16条関係)

【条例案】

【第9回市民会議における意見】

- ・具体的な制度(パブリックコメント)について条文にあげるかどうか再度検討がいる(1班)



【調整会議での協議内容】

《調整事項(再掲)》

・参画の範囲、程度について

- ⇒すべての事業に市民がかかわっていくということではなく、総合計画とか大きい企画など、市民に直接関わりがあるような事業について、市民が企画立案、実施の各段階に関わっていく。
- ⇒参画の範囲、程度については、明確に線引きせずに、大まかに表現しておく。

・市民参画の実効性を確保するために具体的な手法や制度を示す必要がある。

- ⇒パブコメの実施、附属機関の委員に関する条文が必要
- ⇒事務局で、3班の条例案と他自治体の条文を参考にたたき台を提示

『3班案』

(審議会などへの参加)

- 1 市長は、審議会、その他の附属機関の委員を委嘱、任命などを行うときは、全部または一部を公募により選考する。
- 2 前項の構成委員は、男女比率、他の附属機関などとの重複を考慮し、幅広い人材を登用するよう努める。



【条文修正案】

(附属機関等の委員)

第19条 市は、附属機関等の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考するよう努めるものとする。

- 2 市は、附属機関等の委員を選任するときは、男女比率や年齢構成、他の附属機関等の兼職状況等を考慮するとともに、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。

第20条

大		市の責務・役割
項目		行財政運営

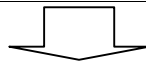
資料4の番号
18

【条例案】

- 1 市は、計画的、効率的かつ効果的で、成果志向を重視した健全財政運営をする。
- 2 市は、投資効果について、市民に分かりやすく公表する。
- 3 【行政組織の構成・円滑化・適材適所】

【第9回市民会議における意見】

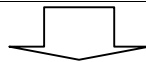
- ・条文1「～する」⇒「ものとする」(4班)
- ・ 成果志向だけでよいのか？(みえる数字、みえない価値、**満足度**が重要)
- ・条文2「～する」⇒「ものとする」(4班)
- ・条文3 「市は行政組織の構成に当たっては、行政推進が円滑かつ効率的に運営できるよう、職員の適材適所の配置に努めるものとする」(横断的人事配置と長期的配置に留意すること)(4班)



【調整会議での協議内容】

- ・行政の仕事全てにおいて投資効果を求めるのは難しい点もある。

※条文は、未調整



【条文修正案】

(行財政運営)

- 第20条 市は、計画的、効率的かつ効果的で、成果志向を重視した健全財政運営をするものとする。
- 2 市は、投資効果について、市民に分かりやすく公表するものとする。
 - 3 市は行政組織の構成に当たっては、行政推進が円滑かつ効率的に運営できるよう、職員の適材適所の配置に努めるものとする。

第21条

大	市の責務・役割
項目	市職員の人材育成、意識改革

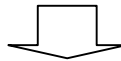
資料4の番号
19

【条例案】

- 1 市は、職員の意識・能力向上のための人材育成研修をする。
- 2 職員は、相互の信頼関係の向上、能力向上のための自己研鑽

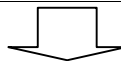
【第9回市民会議における意見】

- ・条文1「～研修を行うものとする」(4班)
- ・ まちづくりのための人材育成であること(4班)
- ・条文2「～向上及び～研鑽に努めなければならない」



【調整会議での協議内容】

※ 条文は、未調整



【条文修正案】

(市職員の育成、意識改革)

第21条 市は、職員の意識・能力向上のための人材育成研修を行うものとする。

- 2 職員は、相互の信頼関係の向上及び能力向上のための自己研鑽に努めなければならない。

第22条

大		市の責務・役割
項目		説明責任

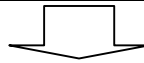
資料4の番号
20

【条例案】

- 1 市は、総合計画の推進にかかる内容について、市民が理解し易く的確かつ速やかに公表開示を行うものとする。
- 2 市は、まちづくりに関する市民の意見、要望等に対して応答するよう努めるものとする。

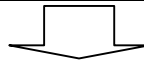
【第9回市民会議における意見】

- ・「総合計画」について 用語の定義付けが必要(4班)
- ・まちづくりの中長期的ビジョンとの関係は?(4班)



【調整会議での協議内容】

※ 条文は、未調整



【条文修正案】

(説明責任)

- 第22条 市は、総合計画の推進にかかる内容について、市民が理解し易く的確かつ速やかに公表開示を行うものとする。
- 2 市は、まちづくりに関する市民の意見、要望等に対して応答するよう努めるものとする。

第23条

大		市の責務・役割
項目		情報公開

資料4の番号
22

【条例案】

- 1 市は、まちづくり情報を正確かつ適正に収集し、速やかに公開できるように整理保存、管理しなければならない。
- 2 【方法、範囲を規定】

【第9回市民会議における意見】

- ・条文1「まちづくり情報」⇒「まちづくりに関する情報」(4班)
- ・条文2「市は収集した情報は市報などさまざまな手法により公開に努めなければならない」(4班)

【調整会議での協議内容】

※条文は、未調整

【条文修正案】

(情報公開)

第23条 市は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかに公開できるように整理保存、管理しなければならない。

- 2 市は収集した情報は市報などさまざまな手法により公開に努めなければならない

第24条

大		市の責務・役割
項目		個人情報の保護

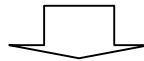
資料4の番号
21

【条例案】

市は、市民の権利及び利害が侵害されることのないよう、個人情報を保護しなければならない。

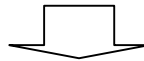
【第9回市民会議における意見】

--



【調整会議での協議内容】

※条文は、未調整



【条文修正案】

(個人情報の保護)

第24条 市は、市民の権利及び利害が侵害されることのないよう、個人情報を保護しなければならない。

第25条

大	条例の評価・推進機関
項目	委員会の設置

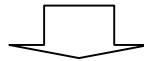
資料4の番号
23

【条例案】

市長は、この条例を守り育て、実効性を高めるため、山口市〇〇〇〇推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

【第9回市民会議における意見】

- ・住民自治が機能するしくみづくりとして(1班)
山口市まちづくり活性化組織、共同体意識の形成可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などととも、身近に地域課題をとりあげ解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織
- ※市の総合計画、建設計画、調査審議し、市長に答申、答申の尊重
- ※当該地域の身近な事務の執行など、市長に提案できる
- ※当該地域の住民の関わりりの深い事務執行で、重大な影響が及ぶと思われるものについては、あらかじめ組織の同意を得る



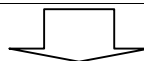
【調整会議での協議内容】

《調整事項》

- ・名称については、最終的に決める。

《推進委員会に関するその他の意見等》

- ・これだけの所掌事務があれば、委員会はかなりハードな委員会になる。
- ・委員会の構成員の割合など細かいことは、規則や要綱などにより規定する。
- ・地域コミュニティと市民活動関係者は、ある程度の人数がいたほうがよい。
- ・推進委員会の開催回数については、何を協議し、諮問されるかによって変わってくる。
- ・従来の審議会のような事務局任せの運営ではなく、この条例の推進のために委員会自体が運営し、進めていく必要がある。
- ・市市民活動推進支援評議会は、この条例の推進委員会に合流していく流れを考えている。(事務局)



【条文修正案】

(山口市〇〇〇〇推進委員会) ※名称は未定

第25条 市長は、この条例を守り育て、実効性を高めるため、山口市〇〇〇〇推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第26条

大	条例の評価・推進機関
項目	所掌事務

資料4の番号
24

【条例案】

- 1 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に答申するものとする。
 - (1) この条例の適切な運用に関する事
 - (2) この条例の見直しに関する事
 - (3) その他市長が必要と認める事
- 2 委員会は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項について調査、審議するものとする。
 - (1) 協働によるまちづくりに係る推進施策に関する事
 - (2) 市民参画推進の施策に関する事
 - (3) 地域コミュニティ、市民活動の促進に係る施策に関する事
 - (4) その他市長が必要と認める事

【第9回市民会議における意見】

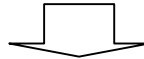
・住民自治が機能するしくみづくりとして(1班)

山口市まちづくり活性化組織、共同体意識の形成可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などととも、身近に地域課題をとりあげ解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織

※市の総合計画、建設計画、調査審議し、市長に答申、答申の尊重

※当該地域の身近な事務の執行など、市長に提案できる

※当該地域の住民の関わり深い事務執行で、重大な影響が及ぶと思われるものについては、あらかじめ組織の同意を得る



【調整会議での協議内容】

《調整事項》

・原案のまま

《推進委員会に関するその他の意見等(再掲)》

- ・これだけの所掌事務があれば、委員会はかなりハードな委員会になる。
- ・委員会の構成員の割合など細かいことは、規則や要綱などにより規定する。
- ・地域コミュニティと市民活動関係者は、ある程度の人数がいたほうがよい。
- ・推進委員会の開催回数については、何を協議し、諮問されるかによって変わってくる。
- ・従来の審議会のような事務局任せの運営ではなく、この条例の推進のために委員会自体が運営し、進めていく必要がある。
- ・市市民活動推進支援評議会は、この条例の推進委員会に合流していく流れを考えている。(事務局)



【条文修正案】

(所掌事務)

- 第26条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に答申するものとする。
- (1) この条例の適切な運用に関する事
 - (2) この条例の見直しに関する事
 - (3) その他市長が必要と認める事
- 2 委員会は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項について調査、審議するものとする。
- (1) 協働によるまちづくりに係る推進施策に関する事
 - (2) 市民参画推進の施策に関する事
 - (3) 地域コミュニティ、市民活動の促進に係る施策に関する事
 - (4) その他市長が必要と認める事

第27条

大	条例の評価・推進機関
項目	組織

資料4の番号
25

【条例案】

- 1 委員会は、委員●●人以内をもって組織する。
- 2 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 地域コミュニティ関係者
 - (3) 市民活動団体関係者
 - (4) 事業者
 - (5) 学識経験者
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は●年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【第9回市民会議における意見】

・住民自治が機能するしくみづくりとして(1班)

山口市まちづくり活性化組織、共同体意識の形成可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域課題をとりあげ解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織

※市の総合計画、建設計画、調査審議し、市長に答申、答申の尊重

※当該地域の身近な事務の執行など、市長に提案できる

※当該地域の住民の関わりの深い事務執行で、重大な影響が及ぶと思われるものについては、あらかじめ組織の同意を得る

【調整会議での協議内容】

《調整事項》

- ・人数については、20名以内とする。
- ・委員の任期は2年が適当(できれば半数ずつ変わっていくのが望ましい)

《推進委員会に関するその他の意見等(再掲)》

- ・これだけの所掌事務があれば、委員会はかなりハードな委員会になる。
- ・委員会の構成員の割合など細かいことは、規則や要綱などにより規定する。
- ・地域コミュニティと市民活動関係者は、ある程度の人数がいたほうがよい。
- ・推進委員会の開催回数については、何を協議し、諮問されるかによって変わってくる。
- ・従来の審議会のような事務局任せの運営ではなく、この条例の推進のために委員会自体が運営し、進めていく必要がある。
- ・市市民活動推進支援評議会は、この条例の推進委員会に合流していく流れを考えている。(事務局)

【条文修正案】

(組織)

- 第27条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 地域コミュニティ関係者
 - (3) 市民活動団体関係者
 - (4) 事業者
 - (5) 学識経験者
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
 - 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。
 - 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第28条

大		条例の位置付け等
項目		条例の位置付け

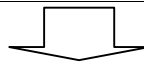
資料4の番号
26

【条例案】

この条例は、まちづくりの基本原則であり、市は、他の条例、規則等を定める場合においては、この条例で定める事項を最大限に尊重しなければならない。

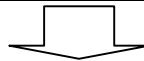
【第9回市民会議における意見】

--



【調整会議での協議内容】

《調整事項》
・原案のまま



【条文修正案】

(条例の位置づけ)

第28条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、市は、他の条例、規則等を定める場合においては、この条例で定める事項を最大限に尊重しなければならない。

第29条

大		条例の位置付け等
項目		条例の見直し

資料4の番号
27

【条例案】

市は、この条例の施行から●年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを行うものとする。

【第9回市民会議における意見】

【調整会議での協議内容】

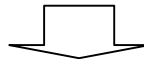


《調整事項》

- ・見直しの年数は入れない。
- ・必要に応じてその都度見直しを行うこととする。

《その他の意見等》

- ・絶えず条例を点検するという姿勢が出せればよい(育てる条例をアピール)。
- ・年数を明記すると、見直しの必要もないのに推進委員会を招集することになり、行政側も無駄な業務が増えることになる。
- ・条例の見直しよりも協働の推進のほうに力を注ぐほうが良い場合には年数規定がネックになる。
- ・見直しは市の執行機関が状況を判断し、市長が推進委員会に諮問して答申をもらう。
ただし、推進委員会の委員だけの意見で見直しの可否を判断するのは好ましくないので、パブコメやアンケートなども必要。
- ・見直ししても、条例を改正しないこともある(運用の確認とか、運用の変更だけの場合もある)。



【条文修正案】

(条例の見直し)

第29条 市は、必要に応じ、この条例の見直しを行うものとする。

第30条

大		雑則
項目		委任

資料4の番号

【条例案】

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

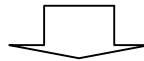
【第9回市民会議における意見】

【調整会議での協議内容】



《調整事項》
・原案のまま

【条文修正案】



(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。